

平成 28 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ グ ニ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 銭 鋳
(コード番号：3689 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 山 本 彰 彦
(TEL. 03-6408-6820)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年12月16日開催予定の第7期定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更について

- (1) 当社は、これまでスマートフォン向けアプリ事業を当社単独で継続してまいりました。しかしながら、昨今の当社グループの状況として、当社単独でのスマートフォン向けアプリ事業のウェイトは低くなっており、主要なスマートフォン向けアプリ事業を子会社において運営し、当社は子会社の支配・管理、並びに、新規事業の研究・立案を行う体制に移行しつつあります。そこで、当社が当社グループ内で事業持株会社として機能していくことを事業目的において明らかにするため、定款の一部を変更するものであります。
- (2) 平成27年12月18日開催の第6期定時株主総会第1号議案においてご承認いただいた「改正会社法による責任限定契約を締結できる役員等の範囲の変更」に対応する第30条第2項の文言につきまして一部訂正する必要が生じたので、当該文言の修正を行うものであります。なお、この定款第30条第2項の変更につきましては、各監査等委員の同意を得ております。
- (3) 本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成28年12月16日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成28年12月16日

以上

【別紙】定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>5. (条文省略)</p> <p>6. (条文省略)</p> <p>7. (条文省略)</p> <p>8. (条文省略)</p> <p>9. (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、<u>並びに、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式若しくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること及びこれに関連する業務を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>8. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役</u>(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>